

- 二十 年及一時 職工代表 六田石倉 村本 大西の四
- 又は志 込事務の令見 在り要出書と接し回答を述ぶ
- 一 三料の対しは従前通り作書せしむる事
- 二 會社三軒 部の排斥
- 三 廿四 精美堂 解雇者の復職
- 四 新共前會 規約の變更施
- 五 給料も月一十日迄に支拂ふこと
- 六 忌引 期間中 給料金額支給
- 七 産前 産後三 週同日 給支給
- 八 新共同 印刷 押入會社の工場規約改訂に工員代表を
表を 呈す加せしむること
- 九 本會 議中の口給 金額支拂

- 十 本會 議のたゞ 犠牲者を出さるること
- 十一 要出 條件の對し 會社側は二十七日 函答を約す
- 十二 會社は 従前一五五名 与英手技之四五名 同徒弟
一五名に 常務取締役を 添し 一時 常務を命ず 通知
次第 出社する 故申候す
- 十三 職工は 昭々台 大摩寺 初言午 善光寺 傳近
昇院 に入集り 氣勢を 揚げ 午後三時 總令代表は 會
社に出頭 去る事 務と 會見し 要出 書の 回答を 以る
たると 拒絶す 同 會社は 聲明書を 持たうし 各新
團社を 一應 訪し 了解を 以む
- 拒絶の理由

若君の要出に付て各を役ん託し協議せらるるか其の要出あり